

次のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第21条の規定に基づき公告する。

令和8年6月5日

大分県東部振興局長 遠山 実

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。電子入札の取扱いはこの公告に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準による。
- 二 本案件は、価格と技術力を評価し、総合的に優れた調達を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。
- 三 本案件は、総合評価落札方式に係る自己採点方式の対象案件である。
- 四 本案件は、総合評価落札方式における「特定工事」として指定する工事である。

第1 競争に付する事項

1	工事名	R 8 東局流保総第1号向ヶ平地区治山工事
2	工事場所	別府市大字別府字向ヶ平
3	工期	令和9年3月15日限り この工事は、【任意着手方式】の余裕期間制度の適用工事です。 （1）本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意で設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式－1により、工事の始期を通知すること。 （2）余裕期間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。 （3）余裕期間は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 （4）契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 （5）低入札価格調査等により、工事の終期が年度を跨ぐこととなった場合には、余裕期間は適用しない。 別記様式を含む、余裕期間の詳細は、「大分県農林水産部及び土木建築部発注工事における余裕期間制度実施要領」を参照のこと。大分県ホームページ内（ https://www.pref.oita.jp/soshiki/15040/yoyuukikanseido.html ）に掲載。
4	工事概要	No.2 谷止工 V = 398.2m3
5	予定価格	63,741,700円 (※予定価格×100/110=57,947,000円)
6	総合評価に係る加算点の最高点	10点
7	施工体制評価点	15点

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件は、次の1から3の全ての競争参加資格を満たしている者に限り入札参加を認める。

1 企業

次の表にて、（1）から（4）の全ての要件を満たしていること。

区分	要件	備考
（1）業種	土木一式工事	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）による資格認定（格付）
（2）等級	A等級に格付けされていること。	
（3）許可区分	特定又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第1号又は第2号
（4）総合評定値（P点）	下記3の（2）のとおり	※土木一式に係るP点

2 配置予定技術者

次の表にて、（1）から（2）の全ての要件を満たす主任（監理）技術者を専任で配置できること。

区分	要件
（1）国家資格等	上記1の（1）の業種に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号の資格を有すること。
（2）雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前3ヵ月以上前に雇用された者であること。

ただし、配置予定技術者の兼務等は「別添 配置予定技術者の兼務等」を参照すること。

3 本店所在地等

次の表にて、（1）の本店所在地に対応して（2）の要件を満たしていること。

ただし、公告日前1年間に、大分県農林水産部から「契約後VE提案に関する優遇措置通知書（以下、「優遇通知書」という。）」を受けている場合（工種は一般土木とし、認められた応札回数の範囲内に限る。）は、本店所在地に係わらず、他の要件を満たしていれば、入札に参加できる。（※第3の5（1）の期間内に、大分県東部振興局 総務部 総務第二班へ優遇通知書（原本）を持参のうえ提出すること。）

区分	要件
（1）本店所在地	別府土木事務所管内 国東土木事務所管内
（2）総合評定値（P点）	954点以上

注意事項

（1）	「本店」とは、建設業法に基づく主たる営業所とする。
（2）	総合評定値（P点）は、土木一式に係るものとし、審査基準日を令和6年10月1日～令和7年9月30日の間とする総合評定値通知書によるものとする。（合併等により大分県が入札参加資格の継承又は再認定を認めた場合は、この限りでない。）

第3 入札手続等

1	担当部局	大分県東部振興局 総務部 総務第二班
	住所	国東市国東町安国寺786-1
	電話番号	0978-72-1211
	E-mail	a11601@pref.oita.lg.jp

2 設計図書の閲覧

（1）閲覧期間	自 令和8年6月8日 9:00 至 同月26日 17:00
（2）閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム（ https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp ）による。

3 公告等に対する質問

（1）受付期間	自 令和8年6月9日 9:00 至 同月22日 17:00	※開庁日の開庁時間内に限る。
（2）提出先	大分県東部振興局 総務部 総務第二班	
（3）方法等	公告等に質問がある場合は、（1）の期間内に（2）の部署へ電送、持参、又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかの方法で提出するものとする。ただし、電送で提出する場合は、提出前に電話連絡を行うこと。	

4	上記3の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、電子入札システムにて閲覧に供する。）	
(1)	質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）
(2)	閲覧期間	自 (1)の回答をした日 至 令和8年6月26日 17:00
(3)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム（ https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp ）による。
5	技術資料及び競争参加資格証明資料（以下、「技術資料等」という。）の提出 入札に参加する者は、下記のとおり技術資料等を提出すること。なお、作成方法は第6による。	
(1)	提出期間	自 令和8年6月8日 9:00 至 同月23日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る)による場合は封書にし、大分県東部振興局 総務部 総務第二班へ厳封のうえ提出すること。（提出期間は（1）に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。）
6	入札書の提出	
(1)	提出期間	自 令和8年6月24日 9:00 至 同月26日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年6月26日 17:00までに、大分県東部振興局 総務部 総務第二班へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は原則として1回とする。
7	入札金額内訳書の提出（入札書に添付すること。）	
(1)	提出期間	自 令和8年6月24日 9:00 至 同月26日 17:00
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年6月26日 17:00までに、大分県東部振興局 総務部 総務第二班へ厳封のうえ、提出すること。
8	開札	
(1)	予定日時	令和8年6月29日 9:10
(2)	場所	大分県東部振興局 総務部 総務第二班
(3)	立会い	開札の立会いは、大分県電子入札立会要領による。

第4 入札金額内訳書の作成等

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。（提出方法は、第3の7による。）
2	作成方法、審査基準等は、入札金額内訳書取扱要領によること。なお、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」を参考とすること。
3	提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限る。
4	当該工事の請負者は、工事完成後、入札時に提出した入札金額内訳書と精算額が対照出来る工事費内訳書を、契約担当者に提出すること。

第5 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格

本案件は、下記の制度を適用する。

区分	備考
低入札価格調査基準価格（失格基準有り）	本件入札において、最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、大分県低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を実施する。（最高評価値者が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。） なお、低入札価格調査に先立ち、別添「低入札価格調査制度について」に留意し、別紙「低入札価格調査の資料の作成について」により提出資料等を作成のうえ、提出すること。 ※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知の日から3日以内とする。期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断するものとする。